

### (1) 漁業協同組合

漁業協同組合（漁協）は、漁業者の自主的な運営によって漁業の生産性を上げ、漁業者の生活を向上させるための組織です。そのために、漁業権（漁業を営む権利）の管理や、漁業者がとってきた漁獲物の販売、漁業者が使う氷や漁業資材などの提供を行っています。平成24年4月に京都府内の漁業協同組合は一つに合併し、「京都府漁業協同組合」として新たに出発しました。

（p1 「京都の海、おさかなマップ」参照）

### (2) 漁業協同組合連合会

京都府漁業協同組合連合会（府漁連）は、京都府漁協と府内の漁業生産組合などが会員となって組織されている団体で、府内4カ所（舞鶴、宮津、間人、網野）に市場を開設し、漁業者がとった魚を市場に集め、セリにかけて仲買人に売っています。

現在、漁業は漁業者や後継者の不足、漁獲量の減少や魚価の低迷など、難しい問題を抱えています。そこで府漁協と府漁連では組織力の強化によってこれらの課題を解決し漁業をよりよくするため、近い将来に一つの組織とするよう協議を進めています。



舞鶴市場でのセリの様子

### (1) 漁港・漁村の役割

漁港は、漁船の停泊地、漁獲物の水揚げ基地としての機能を持ち、漁業活動の基盤となる施設であるとともに、漁村の景観をかたちづくり、漁村を訪れる人々にうるおいとやすらぎも提供しています。そこで、京都府では自然との調和に配慮した漁港整備と漁村づくりを進めています。



漁港整備を進めています（京丹後市丹後町間人地区）



## (2) 漁港の数

京都府には大小あわせて33の漁港があります。



記号	種別	港数	備考
○	第1種	20	利用範囲が地元の漁業を主とするもの(市町管理)
●	第2種	11	利用範囲が第1種漁港より広く第3種漁港に属さないもの(市町管理)
●	第3種	1	利用範囲が全国的なもの(府管理)
●	第4種	1	離島その他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの(府管理)
	計	33	

## 5 海を守る、海を豊かに

### (1) 漁業のきまり

海の資源をいつまでも利用できるように、漁獲サイズや漁期のほか、漁具、漁法、場所などにも様々なきまりがあり、漁業者はそれらのきまりを守りながら、漁業を行っています。

#### ● 漁獲サイズ、漁期に関するもの



\* 上記サザエ・アワビの規制は京都府漁業調整規則によります(第35条及び36条)。

\* サザエについては自主規制によって漁獲サイズをさらに大きくしている地区が多くあります。



## ●漁具、漁法に関するもの

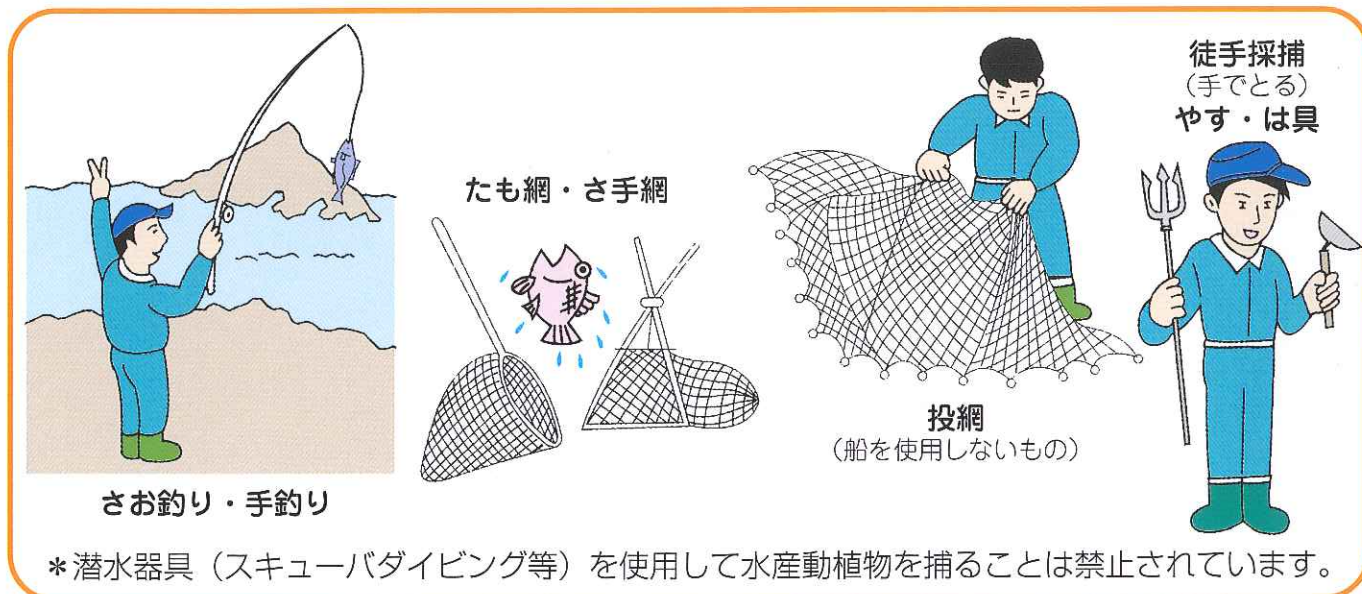
水中に電気を通じてする漁法や発射装置を有する「やす」により水産動植物を捕ることは禁止されています。

## ●遊漁に関するもの

漁業協同組合員以外の方（遊漁者）が漁業権の対象となっている水産動植物（アワビ、サザエ、アサリ、ワカメなど）をとると漁業権の侵害として罪に問われる場合があります。

なお、遊漁者が使用できる漁具・漁法は下図のものに限られます。

\* マダイ、ヒラメ、アワビ、サザエ等については、漁業者が「資源管理型漁業」(p7)や「つくり育てる漁業」(p9)を実施し、積極的に資源管理を行っていますのでご協力ください。



また、沿岸の一部漁場では、漁業者団体、遊漁船業者団体、プレジャーボート団体の間で「漁場利用協定」が結ばれ、一定のルールが決められています。

京都府では、関係団体等と連携して「漁場利用協定」の啓発指導を行い、漁場をめぐるトラブル防止と漁場利用の円滑化に努めています。

### 「漁場利用協定」では…

水産資源の持続的な利用と秩序ある漁場利用の確立を目指して、府沿岸の主要9漁場（白石礁や大グリ等）で、遊漁ができる時期・時間や禁止区域などの制限が設けられています。



漁業巡視艇「らくよう」による「漁場利用協定」の啓発指導風景

## (2) 資源を守る漁業（資源管理型漁業）

魚や貝、海藻などの天然資源を獲る漁業では、資源に悪影響を及ぼすことなく、将来にわたり漁業を続けていくためには、獲りすぎ（乱獲）にならないように注意しなければなりません。このように資源を適正に管理しながら行われる漁業を資源管理型漁業といいます。

京都府では資源管理型漁業が推進されており、具体的な管理の手法としては次のように漁具、漁法、操業期間や場所、漁獲サイズに制限をかけ、小型のものは逃がすようにしています。